

# 2019年度 社会福祉士実習指導者講習会 開催要項（近畿版）

主催：（公社）大阪社会福祉士会 （一社）兵庫県社会福祉士会 （一社）京都社会福祉士会  
 （公社）滋賀県社会福祉士会 （一社）奈良県社会福祉士会 （一社）和歌山県社会福祉士会  
 後援：（公社）日本社会福祉士会 日本社会福祉士会近畿ブロック  
 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

## 1. 開催の趣旨

相談援助実習を行う実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられています。近畿圏内では、下記の日程、場所で2019年度社会福祉士実習指導者講習会を開催します。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届出られたものです。

## 2. 開催日、会場、定員、問い合わせ先

	開催地・会場	開催日	定員	受付期間	申込・問い合わせ先
滋賀	滋賀県立長寿社会福祉センター 滋賀県草津市笠山7丁目8-138（JR瀬田駅からバス15分）	2019年 9月7日（土）、 14日（土）	24名	6月28日（金） ～7月28日（日）	公益社団法人 滋賀県社会福祉士会 〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター1階 TEL：077-561-3811 FAX：077-561-3835
奈良	奈良県社会福祉総合センター 奈良県橿原市大久保町320-11（近鉄畷傍御陵前駅より徒歩2分）	2019年 11月16日（土）、 23日（土）	30名	7月8日（月） ～8月16日（金）	一般社団法人 奈良県社会福祉士会 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター5階 TEL：0744-48-0722 FAX：0744-48-0723
兵庫	兵庫県福祉センター 神戸市中央区坂口通2-1-1（J灘駅・阪急王子公園駅下車徒歩8分）	2019年 11月23日（土） ～24日（日）	120名	7月1日（日） ～9月30日（月）	一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階 TEL 078-265-1330 FAX 078-265-1340
大阪	関西大学 堺キャンパス 堺市堺区香ヶ丘町1-11-1（南海高野線 浅香山駅下車すぐ）	未定（確定後、大阪社会福祉士会HPに掲載）	145名	8月1日（木） ～16日（金）	公益社団法人 大阪社会福祉士会 大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館内（1階） TEL 06-4304-2772 FAX 06-4304-2773
京都	同志社大学 今出川キャンパス 良心館（予定） 京都市上京区新町通今出川通り烏丸東入（地下鉄烏丸線今出川駅北改札口徒歩1分）	2019年 12月21日（土） ～22日（日）	100名	8月1日（木） ～9月13日（金）	一般社団法人 京都社会福祉士会 京都市上京区猪熊通丸太町下ル仲之町519 京都社会福祉会館2階 TEL 075-803-1574 FAX 075-803-1575
和歌山	和歌山県立わかやま館（マリーナシティ内） 和歌山市毛見1520番地	2020年 1月18日（土） ～19日（日）	30名	11月1日（金） ～12月13日（金）	一般社団法人 和歌山県社会福祉士会 和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛6階 TEL 073-499-4529 FAX 073-499-4529

### 3. 受講対象者・資格及び優先順位

社会福祉士（※個人申込み可。但し、申込み多数の場合、申込書に所属長印もしくは公印があるものを優先致します）

### 4. 受講費 会員 10,000円 非会員 20,000円（テキスト代は含みません）

※社会福祉士会へ入会手続き中の方は、会員扱いとなります。入会については各社会福祉士会事務局にお問い合わせ下さい。

### 5. 研修テキストと事前課題

『社会福祉士実習指導テキスト 第2版』（中央法規出版、2014年 定価税別2400円）を研修テキストとして位置づけており、『社会福祉士実習指導テキスト』に基づいた事前課題を提出いただきます。テキスト購入方法と事前課題については受講決定時にご案内します。なお、事前課題の提出がない方は受講いただけませんのでご注意ください。

### 6. 基本プログラム（開催地により開始時間等に違いがあります）

#### ◆ 1日目

09:30～09:45	オリエンテーション
09:45～11:45	実習指導概論（講義2時間）
11:45～12:45	昼食・休憩
12:45～14:45	実習マネジメント論（講義2時間）
14:45～15:00	休憩
15:00～18:00	実習プログラミング論（講義3時間）
	懇親会（兵庫・大阪）

#### ◆ 2日目

9:00～11:00	実習スーパービジョン論 （講義2時間）
11:00～17:00	実習スーパービジョン論 （演習5時間） ※途中に昼食・休憩（1時間）
17:00～17:15	閉講式／修了証書授与

※ 会場によっては開始時間等に若干の違いがある場合がございます。受講決定後の案内にて、各自詳細をご確認ください。

※ 懇親会の開催は、兵庫・大阪のみです。

### 7. 申込方法

○「2019年度社会福祉士実習指導者講習会 受講申込書」に必要事項を記載の上、受講を希望する会場の社会福祉士会に、FAX又は郵便でお申し込みください（郵送の場合は受講申込書のコピーをお手元にお控えください）。受付期間終了をもって締め切らせていただきます。会場ごとに申込先FAX番号が違いますので、ご注意下さい。

**※ 必ず「2019年度社会福祉士実習指導者講習会 受講申込書」をご使用ください。記入事項に間違いや記入漏れがないことをご確認ください。また、楷書ではっきりとご記入ください。**

**※ 受講申込書の【お名前・生年月日・ご住所】は修了証に記載される事項が厚生労働省より指定されています。**

**※ 受講申込書の記載・添付書類に不備があった場合は、お申込みを受け付けることができません。**

○お申し込みをいただきますと、受講資格を確認後あらためて各社会福祉士会から、受講費用振込方法、会場等、詳細についてご案内します（ご案内がない場合は、申込をした社会福祉士会にお問い合わせください）

○受講費は事前振込になります（振込手数料は各自ご負担ください）

○受講資格（社会福祉士）を確認しますので非会員の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付してください。添付漏れのあった場合、お申込みを受け付けできません。

○受講の決定は先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。定員以上の申し込みがあった場合、原則会員を優先し、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年等を考慮し受講者を選考します。実習指導経験のある方、今後実習指導をする予定の方は受講申込書の7（実習指導との関わり）および16の所属長の証明欄をご記入の上、お申し込みください。

### 8. 受講の可否及び決定

○受講の可否の連絡は各会場の申込締め切り後、2週間程度かかります。

○受講費の振込をもって正式な受講の受付とします。受講の決定は振込が確認された順となります。

## 9. 受講のキャンセル・会場変更

- 受講料振込後は原則として受講料の返金はできません。詳細は各会場からの受講案内にてご確認ください。
- 初めに申込をした会場から別の会場への受講会場の変更はできません。

## 10. 宿泊・昼食

各自で手配をお願いします。

## 11. 修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。1科目でも遅刻・早退がある場合は修了とはなりませんので十分ご注意ください。
- ②研修修了者には、修了証を発行します。実習指導者になるためには当修了証が必要となります。  
※本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご確認ください。

## 12. 備考

車椅子を利用するなど受講にあたって配慮が必要な方は、申込書の該当欄にその旨を記載の上、お申込ください。

### 【注意】

※研修単位について

本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定されています。

科目の区分：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群 I

科目名：人材育成系科目 I

単位数：1単位

本会の生涯研修制度の単位は、本研修の全課程を修了することで、新生涯研修制度では「制度研修の1単位」になります。なお、2016年度にて旧生涯研修制度を活用での「共通研修課程の自己研修の10単位」は終了しています。

### 【参考】

社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。

(※実習指導者講習会の受講要件ではありません)

#### 第四条七号

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

(実習指導者に関する経過措置)

#### 附則第五条2

相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第七号の規程にかかわらず、当分の間、児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法第6条及び第7条に規定する社会福祉主事として8年以上相談援助の業務に従事した者又は平成21年3月31日までの間において第四条第七号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。

